

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴うお客さまへの対応について ～ 特別取扱いに関する追加対応について ～

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、および関係者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、「お客さま志向」の取組方針を定めた「お客さま志向の業務運営方針 -お客さま志向自主宣言-」に基づく業務運営を進めており、これまでも、保険料払込猶予期間の延長や、入院給付金・入院治療給付金に関する特別取扱い、災害死亡保険金等に関する取扱い等を実施してまいりました。

今回、さらなる「お客さま志向」の取組みを推進する観点から、以下のとおり、ご契約に対する追加の特別取扱いを実施いたします。

特別取扱いに関する追加対応について

1. 保険料払込猶予期間中の未払保険料のお払込みについて

- ・ 保険料払込猶予期間に関するこれまでの特別取扱い（お申し出により保険料のお払込猶予期間を2020年3月16日から最長2020年9月30日まで延長しているお取扱い）について、以下のお取扱いを追加いたします。
- ・ 保障をご継続されるためには、保険料払込猶予期間の延長分の保険料を2020年9月30日までに払込みいただく必要がございますが、猶予期間分の保険料全額の払込みが困難な場合には、2020年10月より継続して保険料を払込みいただくことにより、猶予期間分の保険料の払込期限を2021年4月30日までといたします。
- ・ なお、猶予期間分の保険料のお払込みにあたりましては、2020年8月から、「分割払込」のお取扱いも可能です。

2. 新規契約者貸付に対する利息の免除について

- ・ 新たにご契約者貸付制度をご利用された場合に貸付利息を免除する取扱いについて、受付期間を、これまでの「2020年5月31日まで」から「2020年6月30日まで」に1ヵ月間延長いたします。
- ・ 貸付利息免除期間の変更はありません（2020年9月30日まで）。
- ・ なお、変額保険は本取扱いの対象外です。

3. 契約更新手続期間の延長について

- ・ 2020年3月16日以降に更新日が到来するご契約について、契約更新手続きができなかった場合には、お申し出により個別に事情をお伺いし柔軟に対応（手続き期限を2020年9月30日まで延長）いたします。

4. 通院治療給付金等の特別取扱いについて

以下の場合には、通院治療給付金等の支払対象期間満了後の通院を支払対象期間内の予定通院日に通院したものとして、通院治療給付金等のお支払対象とする特別取扱いを実施いたします。

- ・ コロナ禍の影響により、医療機関側の事情等で当初予定していた通院日に通院できず、実際の通院日が通院治療給付金等の支払対象期間満了後となった場合

※なお、上記保険手続き等の照会先については、当社ホームページを通じ、お客さまにお知らせしております。

- ・ 明治安田生命公式ホームページ : <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

※特別取扱いの詳細につきましては、当社担当者までお問い合わせ・ご相談ください。
なお、コミュニケーションセンターでも受付が可能です

以 上